

# 患者さんの権利

## 1.受療権

患者さんには常に人間としての尊厳と、差別のない安全で最善の医療を受ける権利があります。

## 2.選択権

患者さんには病院を自由に選択し、変更する権利があります。また、患者さんには、自己の費用負担の下にセカンドオピニオンを求める権利があります。

## 3.自己決定権

患者さんは検査や治療について、その目的、もたらされる結果などについて十分説明を受け、納得の上で選択あるいは拒否する権利があります。

## 4.知る権利

患者さんは自分自身に関する情報を開示され、自己の健康状態について十分な情報を得る権利があります。

## 5.プライバシー保護権

患者さんは医療上得られた個人の情報やプライバシーが守られる権利があります。

## 患者さんの義務

### 1.情報提供義務

患者さんは良質な医療の提供を受けるために、ご自分の健康に関する情報をできる限り正確に医師や看護師に提供してください。

### 2.状況確認義務

患者さんは納得のいく医療の提供を受けるために、医療に関する説明を受け理解できない場合は理解できるまで質問して確認してください。

### 3.診療協力義務

ア.全ての患者さんが適切な療養環境で治療に専念できるように、社会的ルールや病院の規則、職員の指示を守ってください。

イ.他の患者さんや職員に対する暴言・暴力・セクハラ等迷惑行為はお断りします。

ウ.病院内では静粛にし、病院の設備・器物は大切に扱ってください。

エ.病院敷地内は禁煙・禁酒です。入院中の喫煙・飲酒は禁止します。

### 4.医療費支払い義務

適切な医療を維持していただくために、医療費を遅滞なくお支払いいただくことが必要です。

### 義務に違反した場合

前掲の義務に違反する行為等があったときは診療を中止することがあります。

また、暴言・暴力等の行為があったときは警察署に通報します。